

聖籠町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町条例第9号

##### 聖籠町国民健康保険条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険条例（昭和34年聖籠町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この町が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「定が」を「定めが」に改める。

第2条中「（以下「協議会」という。）」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）」に改める。

第4条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第10条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「法」に改める。

第11条中「国民健康保険法」を「法」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。